

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための登園の自粛に伴う
保育料の変更等について

このことについて、下記のとおり、認可保育所等への登園の自粛に伴う保育料の変更等を実施することといたしましたので、お知らせします。

記

- 1 対象者 令和2年3月から5月までの間において認可保育所等に児童が在籍し、登園自粛に御協力いただいた市内在住の保護者
- 2 変更後の保育料 変更前の保育料×当該月の登園日数÷25日
- 3 差額の取扱い 原則として、変更前の保育料と変更後の保育料の差額を還付（保護者が指定する口座へ振り込み）
- 4 通知送付時期 令和2年3月分は5月下旬予定、4月分及び5月分は7月上旬予定
- 5 還付時期 令和2年3月分は6月下旬予定、4月分及び5月分は8月下旬予定
- 6 その他 令和2年6月以降分については、緊急事態宣言など新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ検討